

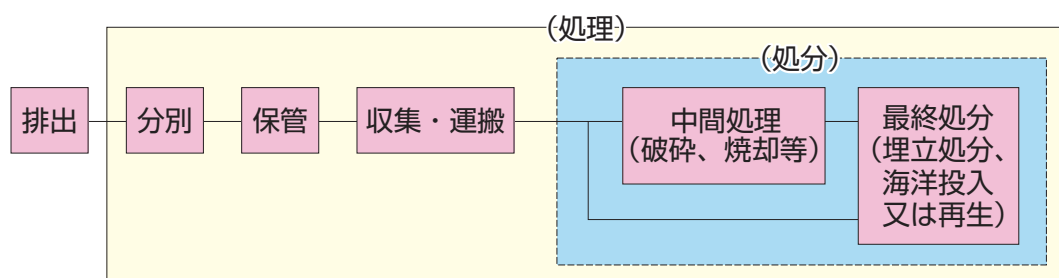
# 産業廃棄物 ハンドブック

「産業廃棄物の適正処理のために」

# 目次

1. 廃棄物とは	1
2. 産業廃棄物とは	1
3. 事業者の責務	6
4. 事業者の処理	7
5. 保管基準	8
6. 収集運搬基準	9
7. 委託基準	11
8. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）	13
9. 産業廃棄物処理業者	15
10. 産業廃棄物処理施設	16
11. 不法投棄	18
12. 野外焼却	18
13. 罰則	19
14. ダイオキシン類対策特別措置法	21
15. 建設リサイクル法	21
16. 自動車リサイクル法	22
17. PCB特別措置法	22
18. おかやま廃棄物ナビ（岡山県循環資源総合情報支援センター）	24

## 処理、処分などの用語の説明



(注) 廃棄物の「処理」とは、廃棄物が発生してから最終的に処分されるまでの行為、すなわち、廃棄物の「分別」、「保管」、「収集・運搬」、「処分」までの一連の流れの行為をいいます。

また、「処分」には、廃棄物を物理的、化学的、生物学的な方法により減容化、無害化、安全化、安定化等させるために行う「中間処理」と、「最終処分（埋立処分、海洋投入又は再生）」とがあります。

(注) この冊子では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を略して「廃棄物処理法」又は「法」と記述しています。

# 1

## 廃棄物とは

(法2条関係)

- 1 廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいいます。
- 2 次のものは廃棄物処理法の適用除外となります。
  - ・ 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
  - ・ 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの
  - ・ 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

廃棄物とは、占有者自らが利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要になったものをいい、これに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断されます。

# 2

## 産業廃棄物とは

(法2条関係)

- 1 産業廃棄物とは、工場や事業場の事業活動（物の製造、加工、販売等）に伴って生じた廃棄物のうち、汚泥、鉍さい、がれき類等20種類をいいます。(表1)
- 2 産業廃棄物以外の廃棄物は「一般廃棄物」となります。
- 3 爆発性、毒性、感染性等の有害な性状を有する産業廃棄物を「特別管理産業廃棄物」として規定し、産業廃棄物とは別の処理基準が適用されます。(表2)

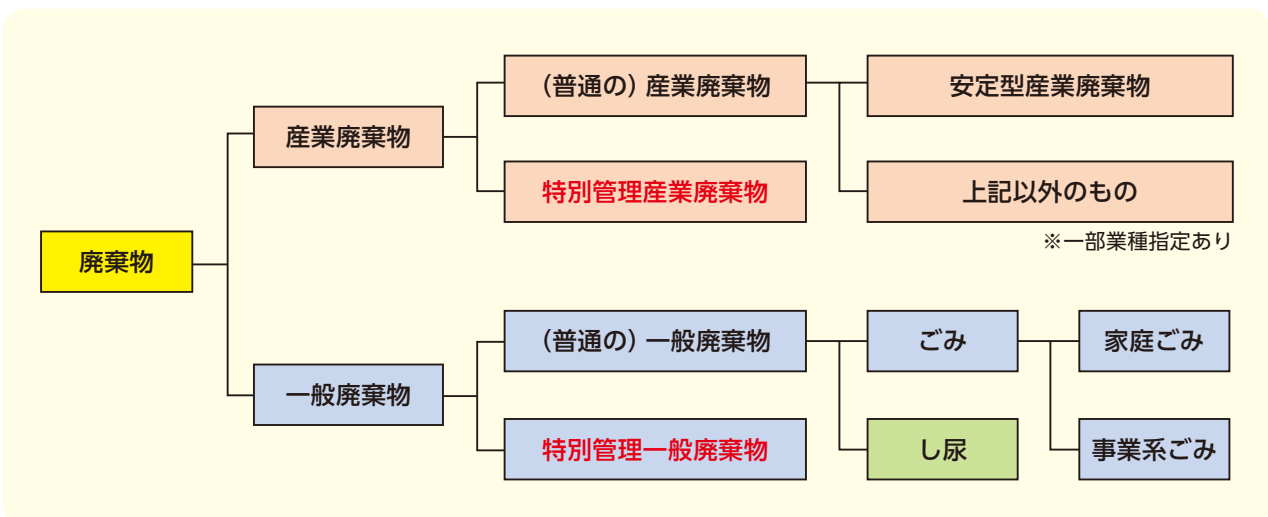


図1 廃棄物の分類

工場や事業場の事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物に該当しないものは「一般廃棄物」となり、産業廃棄物処理業者に委託することはできません。業種指定のある紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ等は注意してください。

### 【自動車等破砕物】

いわゆるシュレッダーダストと称される自動車、電気機械器具等の破砕に伴って生じた廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等を「自動車等破砕物」といい、安定型産業廃棄物としての埋立処分が禁止されています。

### 【石綿含有産業廃棄物】

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの（特別管理産業廃棄物「廃石綿等」を除く。）を「石綿含有産業廃棄物」といい、他のものと区分して収集運搬することや、破砕・切断が原則禁止される等、特有の処理基準が適用されます。

運搬車両等に積み込む際、やむを得ず切断等が必要な場合は、石綿含有産業廃棄物が飛散しないように、散水等により十分に湿潤化した上で、積み込みに必要な最小限度の切断等としなければなりません。

### 【水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等】

水銀又はその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったものを「水銀使用製品産業廃棄物」、水銀又はその化合物を一定量含む汚染物を「水銀含有ばいじん等」といい、他のものとの区分、破損しないような措置等が必要となります。

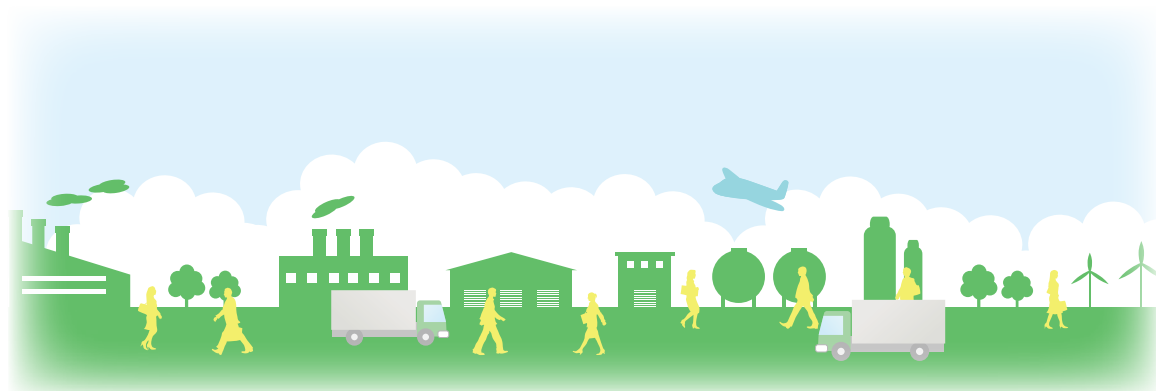
### 【硫酸ピッチ】

軽油の密造に伴い排出される有害な廃棄物（硫酸ピッチ）の不適正処理が深刻な社会問題となったことから、人の健康又は生活環境に係る重大な被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（指定有害廃棄物）として、「硫酸ピッチ（廃硫酸と廃炭化水素油との混合物であって、著しい腐食性を有するもの）」が指定され、その保管、収集、運搬及び処分の基準が定められ、この基準に違反した処理が禁止されるとともに、不適正な処理を行った者は処罰されます。

表1 産業廃棄物の種類

種類	例	
1 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ	
2 汚泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による処理後の汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥など	
3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど	
4 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類などの酸性廃液	
5 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液などのアルカリ性廃液	
6 廃プラスチック類 (安定型産業廃棄物)	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状、液状のすべての合成高分子系化合物	
7 紙くず	紙くず及び板紙くずなど (PCBが塗布され、又は染み込んだものはすべて。)	業種指定あり ①建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ②パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。) ③出版業(印刷出版を行うものに限る。) ④製本業及び印刷物加工業
	木くず、おがくず、バーク類など (PCBが染み込んだものはすべて。)	業種指定あり ①建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ②木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。) ③パルプ製造業 ④輸入木材の卸売業 ⑤物品賃貸業
8 木くず	貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)	
	木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くずなど (PCBが染み込んだものはすべて。)	業種指定あり ①建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ②繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)
9 繊維くず	あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあらなど(原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物)	業種指定あり ①食料品製造業 ②医薬品製造業 ③香料製造業
10 動植物性残さ	①牛の頭部、脊髄及び回腸など(とさつし、又は解体した獣畜) ②食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	業種指定あり ①と畜場 ②食鳥処理場
11 動物系固形不要物		

種類	例	
12 ゴムくず (安定型産業廃棄物)	天然ゴムくずのみ	
13 金属くず (安定型産業廃棄物)	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くずなど	
14 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (安定型産業廃棄物)	ガラスくず、レンガくず、製品の製造過程等で生じるコンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、廃石膏ボードなど <b>(注) 廃石膏ボード(紙を取り除いたものを含む。)</b> については、 <b>安定型産業廃棄物から除かれる。</b>	
15 鉱さい	高炉、転炉、電気炉などの残さ、溶銑炉のスラグ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、鑄物砂など <b>(注) 路盤材として使用されたものは「がれき類」となる。</b>	
16 がれき類 (安定型産業廃棄物)	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリート・アスファルトの破片、レンガの破片、その他これに類する不要物	
17 動物のふん尿	牛、馬、豚、鶏などのふん尿	業種指定あり
		畜産農業
18 動物の死体	牛、馬、豚、鶏などの死体	業種指定あり
		畜産農業
19 ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	
20 処理物	1～19に掲げる産業廃棄物又は輸入廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの	
輸入廃棄物	1～20に掲げる産業廃棄物、航行廃棄物、携帯廃棄物を除く輸入された廃棄物	



**表2 特別管理産業廃棄物の種類**

種 類		例
廃	油	揮発油類、灯油類、軽油類（燃焼しやすいもの：引火点がおおむね70°C以下）
廃	酸	水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下の酸性溶液（著しい腐食性を有する廃酸）
廃	アルカリ	pHが12.5以上のアルカリ性溶液（著しい腐食性を有する廃アルカリ）
感染性産業廃棄物		医療機関等から排出される、血液、使用済みの注射針などの感染性病原体を含むか、若しくは付着しているか、又はそのおそれのある産業廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	・PCBが塗布されたり、染み込んだ汚泥、紙くず、木くず、繊維くず ・PCBが付着したり、封入された廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、がれき類
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの
	廃水銀等及びその処理物	・環境省令で定められた特定施設等から排出された廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く） ・水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	廃石綿等	・建築物その他工作物から除去した飛散性の吹き付け石綿 ・建築物その他工作物から除去した飛散性の石綿含有保温材等（石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材など） ・石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具で、石綿が付着しているおそれのあるもの ・大気汚染防止法第2条第10項に規定される特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設で集められた飛散性の石綿など
その他		燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん又は表1の20に掲げる産業廃棄物のうち、政令で定められた特定施設等から排出されるものであって、有害物質（注）について、環境省令で定める基準に適合しないもの （注）アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類
ばいじん		輸入廃棄物の焼却に伴って排出され、集じん施設で集められたもので環境省令で定める基準に適合しないもの
ダイオキシン類		ダイオキシン類を3ng/gを超えて含む燃え殻、ばいじん及び汚泥及びこれらを処分するために処理したもの（輸入廃棄物又は輸入廃棄物の焼却に伴って、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定される特定施設（廃棄物焼却炉）から排出されたものに限る。）

**(参考) 特別管理一般廃棄物**

種 類		例
PCBを使用した部品		一般廃棄物である廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに含まれるPCB使用部品
廃	水銀	水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀
ばいじん		ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん
感染性一般廃棄物		医療機関等から排出される、血液等が付着した紙くず、繊維くず（ガーゼ、包帯等）などの感染性病原体を含むか、若しくは付着しているか、又はそのおそれのある一般廃棄物
ダイオキシン類		ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたものでダイオキシン類を3ng/gを超えて含有するもの

# 3

## 事業者の責務

(法3条関係)

- 1 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理すること。(事業者処理責任の原則)
- 2 事業活動に伴って生じた廃棄物を再生利用等により減量に努めるとともに、廃棄物となった製品・容器等の適正な処理が困難とならないようにすること。
- 3 事業者は、廃棄物の減量等その適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力すること。

事業者は、自らの責任において廃棄物処理法に規定する基準に従って廃棄物を適正に処理しなければなりません。廃棄物の処理を他人に委託する場合は、産業廃棄物については産業廃棄物処理業者(都道府県・政令市の許可業者)に、一般廃棄物については一般廃棄物処理業者(市町村の許可業者)に委託して行います。また、広域処理業者(国の指定業者)などにも廃棄物の処理を委託することができます。

廃棄物の処理は、廃棄物処理法に基づくほか、各種リサイクル法やガイドライン、マニュアル等に沿って、適正処理及び再生利用を行う必要があります。また、事業者は廃棄物が発生しないように努め、製品・容器等が廃棄物となった場合の回収・処理体制を整備することが求められています。

### 【個別リサイクル法】

- ◆容器包装リサイクル法(平成7年公布) …びん、カン、ペットボトル、紙・プラスチック容器包装等
- ◆家電リサイクル法(平成10年公布) …エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機
- ◆食品リサイクル法(平成12年公布) …食品廃棄物
- ◆建設リサイクル法(平成12年公布) …コンクリート、木材、アスファルト等
- ◆自動車リサイクル法(平成14年公布) …自動車
- ◆小型家電リサイクル法(平成24年公布) …パソコン、携帯電話、デジタルカメラ等

### 【ガイドライン、マニュアル】

- ◆感染性廃棄物処理マニュアル 環境省
- ◆廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン及びQ&A 環境省
- ◆建設廃棄物処理指針 環境省
- ◆石綿含有廃棄物等処理マニュアル 環境省
- ◆水銀廃棄物処理ガイドライン 環境省
- ◆PCB早期処理情報サイト 環境省
- ◆廃棄物情報提供ガイドライン 環境省
- ◆多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル 環境省



# 4

## 事業者の処理

(法12条、12条の2、12条の3関係)

- 1 (特別管理) 産業廃棄物「保管基準」の遵守(運搬するまでの保管)
- 2 (特別管理) 産業廃棄物「処理基準」の遵守(収集、運搬、処分又は再生)
- 3 (特別管理) 産業廃棄物「委託基準」の遵守(処理を他人に委託する場合)
- 4 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付等(処理を他人に委託する場合)
- 5 帳簿の備え付け保存(産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設を設置する場合、排出事業場で処分又は再生する場合、特別管理産業廃棄物を生ずる事業者が自ら処理する場合)
- 6 産業廃棄物処理責任者の設置(産業廃棄物処理施設を設置する場合)
- 7 多量排出事業者の処理計画の作成、提出及び処理計画の実施状況の報告(産業廃棄物を年間1,000 t以上(特別管理産業廃棄物にあっては50 t以上)排出する事業場を設置する事業者は、毎年6月30日までに行政に提出)
- 8 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置(特別管理産業廃棄物の排出事業場)

(1) 岡山県では、排出事業者に「産業廃棄物の分析証明書の保有」が義務付けられています。

※対象の廃棄物：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん

(2) 岡山県外に事業場を有し、当該事業場から生じた(特別管理)産業廃棄物を岡山県内で処分しようとする事業者は、「県内搬入処分事前協議書」を最初の県内搬入処分予定の3月前までに運搬先である最終処分場又は中間処理施設を所管している県民局長(岡山市長、倉敷市長)に提出し、承認を得なければなりません。

(3) 岡山県知事(岡山市長、倉敷市長)から法18条に基づき報告を求められたときは、報告しなければなりません。

### 【建設廃棄物の排出事業者】

(1) 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物は、元請業者が排出事業者該当します。(発注者や下請け業者ではありません。)元請業者は自ら適正に処理を行い、又は委託基準に則って適正に処理を委託しなければなりません。

※「建設工事」とは土木建築に関する工事であって、広く建築物その他の工作物の全部又は一部の新築、改築又は除去を含む概念であり、解体工事も含まれます。

(2) 下請負人は産業廃棄物処理業の許可及び元請業者からの処理委託がなければ、廃棄物の運搬又は処分を行うことはできません。(※一部例外あり)

(3) 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を当該工事現場以外の場所(面積300㎡以上)で保管する場合は、事前に届出が必要で、処理基準を遵守しなければなりません。

# 5

## 保管基準

(法12条、12条の2関係)

- 1 周囲に囲いを設けること。
- 2 見やすい箇所に次の要件を備えた掲示板を設けること。(図2参照)
  - ①縦、横それぞれ60cm以上であること。
  - ②次の事項を記載すること
    - ・(特別管理) 産業廃棄物の保管場所である旨
    - ・(特別管理) 産業廃棄物の種類(産業廃棄物においては、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等がある場合はその旨)
    - ・管理者の氏名又は名称、連絡先
    - ・最大積み上げ高さ(屋外で容器を用いない場合)
- 3 (特別管理) 産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散の防止措置を講ずること。
- 4 屋外で容器を用いず保管する場合には、保管高さの制限を守ること。(図3参照)
- 5 ねずみの生息、蚊・はえその他の害虫の発生等を防止する措置を講ずること。
- 6 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合は、他の物と混合しないよう区分すること。
- 7 特別管理産業廃棄物にあつては、他の物と混合しないよう区分するとともに、特別管理産業廃棄物の種類に応じ必要な措置(容器での密閉、腐食防止措置等)を講ずること。

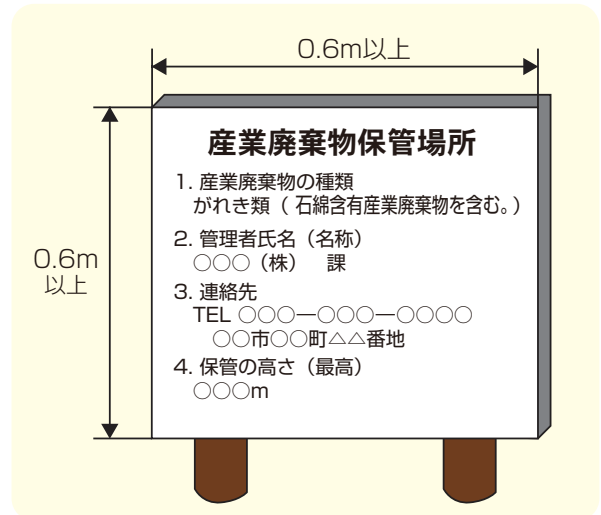
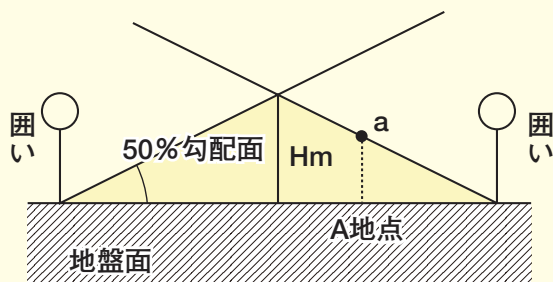


図2 保管場所の掲示板(例)

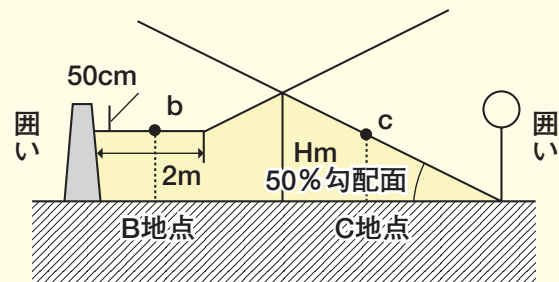
### 高さの上限の判定例

(1)両方が非耐力壁等の場合



- 基準上の高さ上限
- ・地点A : a
- ・看板記載高さ : Hm (m : max)

(2)片方(左)が耐力壁等、片方(右)が非耐力壁等の場合



- ・地点B : b
- ・地点C : c
- 看板記載高さ : Hm

図3 保管高さの制限

# 6

## 収集運搬基準

(令6条、6条の5関係)

- 1 (特別管理) 産業廃棄物が、飛散し又は流出しないようにすること。
- 2 収集運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 3 収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- 4 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬を行う場合は、破碎されることのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して収集運搬すること。

- 5 車両の両側面に次の事項を見やすいように表示すること。(図4参照)

- ①産業廃棄物収集運搬車両であること
- ②氏名又は名称
- ③許可番号の下6桁(収集運搬業者の場合)

- 6 運搬車には、次の事項を記載した書面を備え付けること。

### 排出事業者の場合

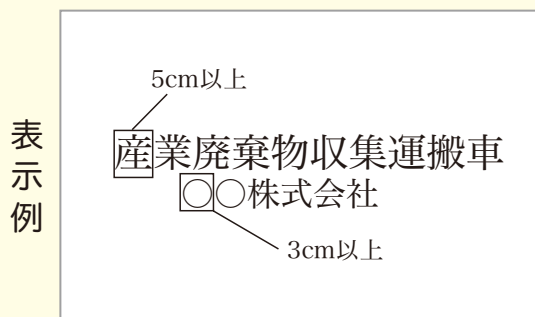
- ①氏名又は名称及び住所
- ②運搬する(特別管理)産業廃棄物の種類及び数量
- ③積載した日、積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ④運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

### 収集運搬業者の場合

- ①許可証の写し
- ②産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)
- ③電子マニフェストを使用する場合は②に代え、電子マニフェストの加入証の写し及び次の事項を記載した書面又はこれらの電子情報とその情報を表示できる機器
  - ・運搬する(特別管理)産業廃棄物の種類及び数量、委託者の氏名又は名称、積載した日、積載した事業場の名称及び連絡先、運搬先の事業場の名称及び連絡先

- 7 特別管理産業廃棄物にあつては、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにするとともに、その他の物と混合しないよう区分して収集運搬すること。また、特別管理産業廃棄物の種類及び取り扱う際の注意事項を記載した文書を携帯(又は当該事項を容器に表示)すること。
- 8 特別管理産業廃棄物の感染性産業廃棄物、廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物、廃水銀等の収集運搬を行う場合は、収納しやすく、損傷しにくい密閉容器に収納すること。

### 事業者が自分で運搬する場合



### 産業廃棄物収集運搬業者の場合

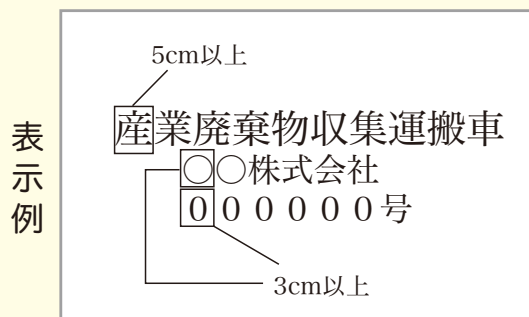


図4 収集運搬車両の表示

## 6-2

## 収集運搬における積替保管基準

(令6条、6条の5関係)

- 1 あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が決まっていること。
- 2 保管する（特別管理）産業廃棄物の数量が保管場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数値を超えないこと。
- 3 性状に変化が生じないうちに搬出すること。
- 4 周囲に囲いを設け、必要な要件を備えた掲示板を設けること。（図5参照）
- 5 （特別管理）産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散の防止措置を講ずること。
- 6 屋外で容器を用いず保管する場合には、保管高さの制限を守ること。（図3参照）
- 7 ねずみの生息、蚊・はえその他の害虫の発生等を防止する措置を講ずること。
- 8 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の積替保管を行う場合は、積替保管場所で他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設けるなど必要な措置を講ずること。
- 9 特別管理産業廃棄物にあつては、他の物と混合しないよう区分するとともに、特別管理産業廃棄物の種類に応じ必要な措置（容器での密閉、腐食防止措置等）を講ずること。

※ 収集運搬過程での保管は、積替えを行う場合を除き行ってはなりません。

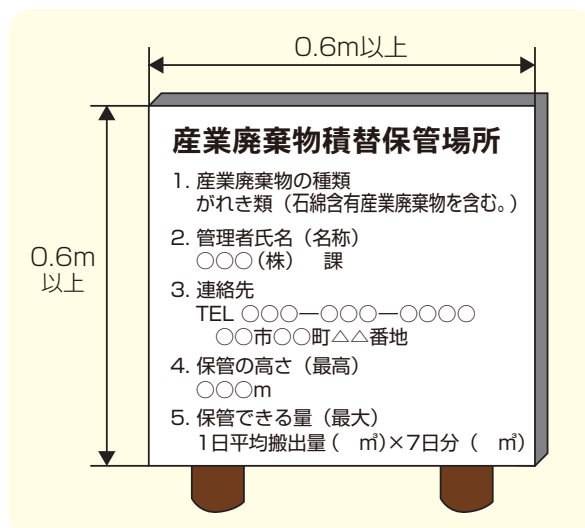


図5 産業廃棄物積替保管場所の掲示板（例）

- 1 事業者は、(特別管理)産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、運搬については(特別管理)産業廃棄物収集運搬業者等、処分については(特別管理)産業廃棄物処分業者等で、委託する(特別管理)産業廃棄物の運搬又は処分がその事業範囲に含まれている者に委託しなければならない。
- 2 (特別管理)産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合は、処理状況の確認を行い、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 委託契約は書面により行い、運搬については(特別管理)産業廃棄物収集運搬業者等、処分については(特別管理)産業廃棄物処分業者等とそれぞれ契約(二者間契約)を締結しなければならない。
- 4 委託契約書には、委託する(特別管理)産業廃棄物の種類、数量、料金、処分先、最終処分場所等の法で規定する事項を含み、運搬又は処分に係る許可証等の写しを添付しなければならない。
- 5 委託契約書は、契約期間終了後5年間保存しなければならない。
- 6 事業者は、特別管理産業廃棄物の運搬又は処分・再生を委託しようとする場合は、あらかじめ特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、取り扱う際の注意事項を文書で通知しなければならない。

- (1) 処理を委託しようとする場合は、あらかじめ処理業者等に許可証等の提示を求め、業の区分、取り扱える産業廃棄物の種類及び処理の内容、許可期限等を確認するとともに、処理を行う現地に赴き処理施設の状況等を確認してください。
- (2) 委託契約書に貼付する印紙は、印紙税法に基づき貼付する必要があります。  
詳細は税務署にお問い合わせください。
- (3) 契約期間中、委託契約書の記載事項に変更が生じた場合は、変更内容を書面で定め、その書面を原契約書と一体にしておくことが必要です。
- (4) 再委託は、不適正処理を誘発するおそれがあるため、原則禁止されています。(再委託基準を満たした場合等は、再委託が認められています。)

## 収集運搬及び処分に共通する記載事項

- ① 委託する（特別管理）産業廃棄物の種類及び数量
- ② 委託契約の有効期間
- ③ 委託者が受託者に支払う料金
- ④ 受託者の事業の範囲
- ⑤ 委託者の有する適正処理のために必要な事項に関する情報
  - ア 当該（特別管理）産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
  - イ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該（特別管理）産業廃棄物の性状の変化に関する事項
  - ウ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
  - エ 日本産業規格 C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マークの表示に関する事項
  - オ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合には、その事項
  - カ その他（特別管理）産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- ⑥ 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る⑤の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
- ⑦ 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- ⑧ 契約を解除した場合の処理されない（特別管理）産業廃棄物の取扱いに関する事項

## 収集運搬の記載事項

- ⑨ 運搬の最終目的地の所在地
- 《受託者が積替保管をする場合は次も含む》
- ⑩ ・積替え又は保管の場所の所在地、保管できる産業廃棄物の種類及び積替えのための保管上限
  - ・安定型産業廃棄物である場合は、他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項

## 処分の記載事項

- ⑪ 許可を受けて輸入された廃棄物を取扱う場合には、その旨
  - ⑫ 処分又は再生の場所の所在地、処分又は再生の方法及び施設の処理能力
- 《処分後に残さが発生する場合は次も含む》
- ⑬ 最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び施設の処理能力

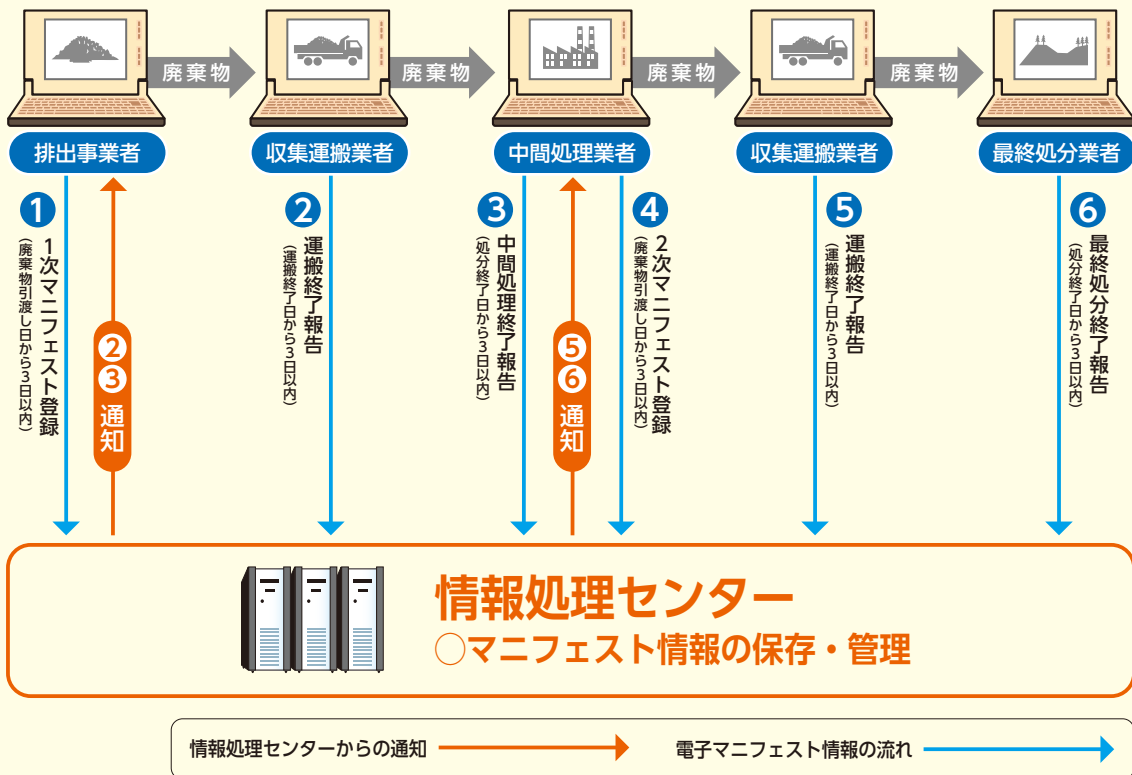
図6 委託契約書に記載すべき事項

# 8

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

- 1 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度は、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、受託者（産業廃棄物処理業者）に対して管理票を交付し、処理終了後に受託者からその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることにより、委託契約どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認し、適正な処理を確保する制度です。マニフェストには、紙マニフェストと電子マニフェストの2種類があります。
- 2 マニフェストの運用は廃棄物処理法で定められており、これを遵守しない事業者等に対しては、行政から勧告・公表・命令等があります。
- 3 事業者等は、マニフェストを5年間保存しなければなりません。
- 4 事業者は、毎年度6月30日までに前年度に交付した管理票の交付状況報告書を事業場ごとに作成し、行政に提出しなければなりません。（電子マニフェストの場合は報告が不要です。）
- 5 廃棄物処理法の改正により、前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の発生量が50t以上の事業場を設置する事業者は、令和2年4月から電子マニフェストの使用が義務付けられています。

### ●運用ケース ○1次/電子 ○2次/電子の場合



※(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター（情報処理センター）提供

図7 電子マニフェストの流れ

業者から業者へ、産業廃棄物とともに manifests を渡していきます。排出事業者は、それぞれの処理終了後に、各処理業者から処理終了の manifests を受け取ることで、委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認します。

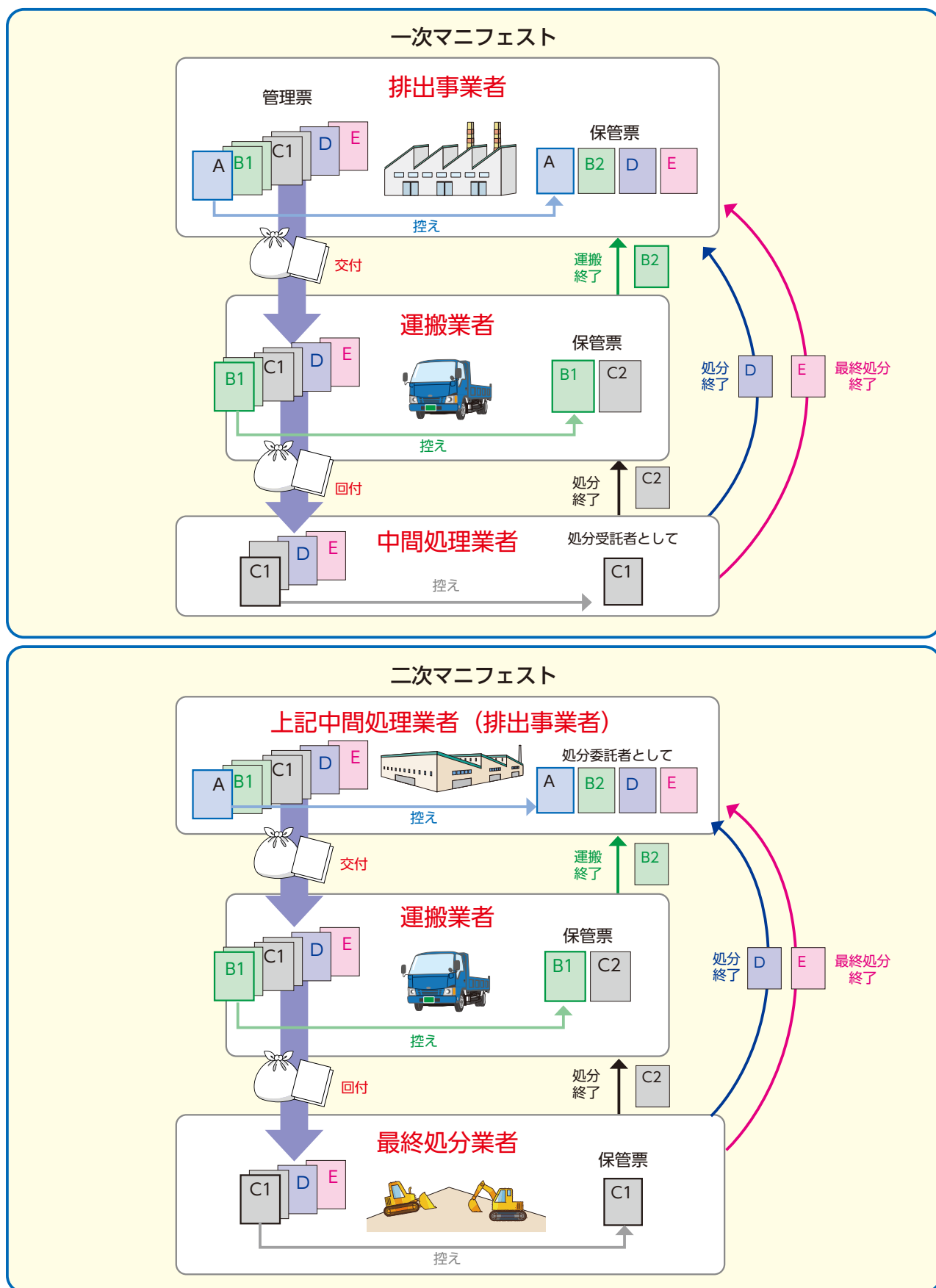


図8 紙マニフェストの流れ



# 9

## 産業廃棄物処理業者

- 1 (特別管理) 産業廃棄物の収集、運搬、又は処分を業として行おうとする者は、その業を行おうとする区域を管轄する岡山県知事又は政令市長(岡山市、倉敷市)の許可を受けなければなりません。

許可の種類	岡山県許可	岡山市許可	倉敷市許可
産業廃棄物収集運搬業	○	積替保管の場合	積替保管の場合
産業廃棄物処分業	○	○	○
特別管理産業廃棄物収集運搬業	○	積替保管の場合	積替保管の場合
特別管理産業廃棄物処分業	○	○	○

- 2 処理業者は、処理基準に従い受託した(特別管理)産業廃棄物を適正に処理しなければなりません。
- 3 処理業者は、帳簿の記載及び5年間の保存の義務があります。
- 4 処理業者が違反行為をしたときなど一定の事由に該当するときは、許可の取り消し、事業停止等の行政処分を受けることがあります。
- 5 処理業者は、欠格要件に該当するに至ったときは、行政へ届け出なければなりません。なお、この場合、許可の取り消しとなります。
- 6 産業廃棄物処理業者は、自己の名義をもって他人に収集運搬業又は処分業を行わせてはいけません。
- 7 受託した産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が発生した場合、10日以内にその旨を委託者に通知し、その写しを5年間保存しなければなりません。

### 通知が必要な場合

- ①事故(保管上限超過) ②事業の廃止 ③施設の休廃止 ④埋立終了  
⑤欠格要件該当 ⑥行政処分(改善命令は保管上限超過)

- (1) 許可の基準には、施設に係る基準と申請者の能力に係る基準があり、事前に講習会の修了等が必要になります。また、廃棄物処理法や関係法令違反で罰金刑を受け5年を経過しない者等の欠格要件に該当すると許可を受けられません。
- (2) 許可の有効期間は5年間(優良産業廃棄物処理業者の場合は7年間)で、更新許可の手続が必要です。また、許可の有効期間内で、事業の範囲を変更しようとするときは、変更許可の手続が必要です。
- (3) 処分業又は積替保管を伴う収集運搬業を行おうとする場合は、許可申請に先立ち事前協議が必要です。

### 【優良産業廃棄物処理業者認定制度】

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした産業廃棄物処理業者を「優良産業廃棄物処理業者」として認定する制度で、認定を受けた処理業者には優良マークの許可証が交付され、通常よりも長い7年間の許可の有効期間となります。

- 1 産業廃棄物処理施設を設置しようとする者（事業者又は処理業者）は、産業廃棄物処理施設設置許可を受けなければなりません。（表3参照）
- 2 許可の申請に先立ち事前協議が必要です。
- 3 産業廃棄物処理施設の設置者は、次の事項を遵守しなければなりません。
  - ・産業廃棄物処理施設技術管理者の設置
  - ・帳簿の備え付け保存
  - ・維持管理の技術上の基準及び設置許可申請書に記載した維持管理に関する計画に従った施設の維持管理

＜維持管理基準の例＞

  - 焼却施設：排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上測定
  - 最終処分場：周縁地下水、放流水又は浸透水の定期的な水質検査  
残余容量の1回／年以上の測定（原則現地測量）等
- 4 焼却施設等及び最終処分場では、処分した産業廃棄物の各月毎の種類・数量、排ガス・放流水の測定結果等の施設の維持管理に関する事項を記録し、利害関係者の求めに応じ閲覧を行うとともに、インターネット等の利用により公表しなければなりません。
- 5 産業廃棄物処理施設（焼却施設等及び最終処分場に限る。）の設置者は、5年3か月ごとに定期検査を受けなければなりません。
- 6 最終処分場の設置者は、埋立処分の終了までの間、毎年度、維持管理積立金を積み立てなければなりません。
- 7 最終処分場を廃止する際には、行政の確認を受ける必要があります。
- 8 産業廃棄物処理施設を譲り受け又は借り受けようとする者は許可が必要となります。また、施設の設置許可を受けた法人が合併（許可を受けた法人が存続する場合を除く。）又は分割（施設を承継させる場合に限る。）する場合は、設置者の地位を承継する法人が許可を受ける必要があります。
- 9 過去に廃止された最終処分場に係る土地は、行政が指定区域に指定します。指定区域内で土地の形質の変更をしようとする場合は、30日前までに行政に届出が必要です。
- 10 産業廃棄物の処理施設のうち法で定めるもの（特定処理施設）において事故が発生し、廃棄物や汚水等の飛散、流出等により周辺的生活環境の保全上の支障が生じた場合などにおいて、当該特定処理施設の設置者に対し、応急措置の実施及び知事への届出が義務付けられています。知事は、特定処理施設設置者が、応急の措置を講じていないと認めるときは、必要な措置について命令することができます。

**表3 産業廃棄物処理施設**

政令第7条 の号番号	産業廃棄物処理施設		許可対象規模（処理能力）
1	汚泥の脱水施設		10m <sup>3</sup> /日を超えるもの
2	汚泥の乾燥施設	乾燥施設	10m <sup>3</sup> /日を超えるもの
		天日乾燥	100m <sup>3</sup> /日を超えるもの
3	汚泥の焼却施設		5m <sup>3</sup> /日を超えるもの 200kg/時以上のもの 火格子面積2m <sup>2</sup> 以上のもの
4	廃油の油水分離施設		10m <sup>3</sup> /日を超えるもの
5	廃油の焼却施設		1m <sup>3</sup> /日を超えるもの 200kg/時以上のもの 火格子面積2m <sup>2</sup> 以上のもの
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設		50m <sup>3</sup> /日を超えるもの
7	廃プラスチック類の破碎施設		5t/日を超えるもの
8	廃プラスチック類の焼却施設		100kg/日を超えるもの 火格子面積2m <sup>2</sup> 以上のもの
8の2	木くず又はがれき類の破碎施設		5t/日を超えるもの
9	有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設		すべてのもの
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設		すべてのもの
10の2	廃水銀等の硫化施設		すべてのもの
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設		すべてのもの
11の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設		すべてのもの
12	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設		すべてのもの
12の2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設		すべてのもの
13	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設		すべてのもの
13の2	産業廃棄物の焼却施設 (上記3、5、8、12に掲げるものを除く)		200kg/時以上のもの 火格子面積2m <sup>2</sup> 以上のもの
14	産業廃棄物の 最終処分場	イ 遮断型最終処分場	すべてのもの
		ロ 安定型最終処分場	
		ハ 管理型最終処分場	

# 11

## 不法投棄

廃棄物を公共の河川や道路はもちろん他人の山林や田畑などへ捨てたり、放置することは生活環境を保全するために全面的に禁止されています。

排出事業者自らが不法投棄を行わない場合でも、処理の委託を受けた者が不法投棄を行えば、排出事業者も責任を問われることがあるので注意が必要です。

**【不法投棄110番】** 0800-200-2438 (通報！産廃) つうほうさんばい

# 12

## 野外焼却

何人も、一部の例外を除いて、廃棄物の野外焼却が禁止されています。

### 【例外】

- ・ 廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
  - 環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により行う焼却
- ・ 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
  - 家畜伝染病予防法に基づく患畜又は疑似患畜の死体の焼却
- ・ 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの
  - 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
  - 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
  - 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
  - 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
  - たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

※ 例外の規定は、直罰の対象とならない焼却ですが、住宅密集地、農地（畑地、田んぼ）、山林など地域の状況によって、周囲の環境保全上問題となる場合は、行政指導の対象となります。

# 13

## 罰 則

廃棄物処理法に違反した場合には、次のような罰則があります。

### (1) 法第25条（5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科）

- ①産業廃棄物の収集運搬、処分の無許可営業
- ②不正手段による産業廃棄物の収集運搬、処分業許可の取得・許可の更新
- ③産業廃棄物の収集運搬、処分の事業の範囲の無許可変更
- ④不正手段による事業の範囲の変更許可取得
- ⑤産業廃棄物の収集運搬業者、処分業者に対する事業停止命令違反  
産業廃棄物の処理基準、保管基準違反に係る措置命令違反
- ⑥事業者の委託基準違反（無許可業者への委託等）
- ⑦産業廃棄物の収集運搬業、処分業に係る名義貸しの禁止違反
- ⑧産業廃棄物処理施設の無許可設置
- ⑨不正手段による産業廃棄物処理施設の設置許可取得
- ⑩産業廃棄物処理施設の無許可変更
- ⑪不正手段による処理施設変更許可取得
- ⑫産業廃棄物の無確認輸出（未遂を含む。）
- ⑬産業廃棄物の受託基準違反（無許可受託等）
- ⑭廃棄物の投棄禁止違反（未遂を含む。）
- ⑮廃棄物の焼却禁止違反（未遂を含む。）
- ⑯指定有害廃棄物の処理禁止違反

無許可営業  
違法処理  
不法投棄  
野外焼却 には  
厳罰が待っています。

### (2) 法第26条（3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科）

- ①産業廃棄物の収集運搬、処分の委託基準違反  
産業廃棄物の収集運搬業者、処分業者の再委託禁止違反、再委託基準違反
- ②産業廃棄物処理施設の改善命令、使用停止命令違反  
産業廃棄物の保管、収集運搬、処分者及びそれ以外の国外廃棄物輸入者に対する改善命令違反
- ③産業廃棄物処理施設の無許可譲受け、無許可使用
- ④国外廃棄物の無許可輸入
- ⑤廃棄物の輸入許可条件違反
- ⑥廃棄物の不法投棄目的での収集、運搬  
廃棄物の不法焼却目的での収集、運搬

### (3) 法第27条（2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこの併科）

- ・ 廃棄物の無確認輸出目的の収集、運搬

### (4) 法第27条の2（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

- ①事業者の管理票（マニフェスト）交付義務違反、記載義務違反、虚偽記載交付
- ②運搬終了後、管理票の期限内送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載送付
- ③運搬受託者から処分受託者への管理票回付義務違反
- ④処分終了後、管理票の期限内送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載送付
- ⑤管理票又はその写しの保管義務違反
- ⑥受託していない処理業者の虚偽記載管理票交付
- ⑦管理票の交付を受けない産業廃棄物の引受け禁止違反
- ⑧運搬又は処分未了での管理票送付、電子管理票報告
- ⑨電子管理票の虚偽登録
- ⑩電子管理票報告義務違反、虚偽報告
- ⑪管理票不適正使用による措置命令違反

管理票に関する  
違反の罰則が  
強化されています。

### (5) 法第28条 (1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

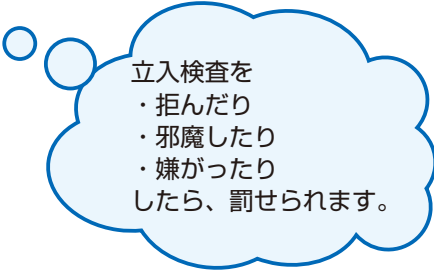
- ①情報処理センター役員、職員（離職者を含む。）の守秘義務違反
- ②指定区域内の土地形質変更の計画の変更命令、土地形質変更に係る措置命令違反

### (6) 法第29条 (6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)

- ①産業廃棄物収集運搬業者、処分業者、処理施設設置許可業者の欠格要件該当の届出義務違反、虚偽届出  
建設系産業廃棄物の事業場外保管の届出義務違反、変更届出義務違反、虚偽届出
- ②産業廃棄物処理施設使用前検査の受検義務違反、変更後の使用前検査義務違反
- ③施設計画変更等の命令違反
- ④（処理困難時）委託者への通知義務違反、虚偽通知
- ⑤処理受託者の処理困難通知の写しの保存義務違反
- ⑥指定区域内の土地形質変更の届出義務違反、虚偽届出
- ⑦特定処理施設の事故時の応急措置命令違反

### (7) 法第30条 (30万円以下の罰金)

- ①帳簿の備付け、記載、保存義務違反、虚偽記載
- ②処理業の廃止・変更届出義務違反、虚偽届出  
処理施設の変更、廃止、休止、再開届出義務違反、虚偽届出  
最終処分場の埋立終了の届出義務違反、虚偽届出  
許可処理施設の設置者の地位の承継届出義務違反、虚偽届出
- ③処理施設の定期検査の拒否、妨害、忌避
- ④処理施設の維持管理記録義務違反、虚偽記載  
記録の備え置き、閲覧義務違反
- ⑤産業廃棄物処理責任者の設置義務違反  
特別管理産業廃棄物管理責任者の設置義務違反
- ⑥有害使用済機器保管等届出義務違反
- ⑦事業者、処理業者、処理施設設置者の報告義務違反、虚偽報告  
産業廃棄物の輸出、輸入に係る報告義務違反、虚偽報告
- ⑧立入検査、収去の拒否、妨害、忌避
- ⑨処理施設技術管理者の設置義務違反



立入検査を  
・拒んだり  
・邪魔したり  
・嫌がったり  
したら、罰せられます。

### (8) 法第31条 (30万円以下の罰金)

- ・情報処理センター又は廃棄物処理センターの役員、職員に対する罰則規定のため省略します。

### (9) 法第32条 [両罰 (法人に対する加重罰) 規定]

違反行為者に関係条項の罰則が適用されたとき、その所属する法人にも罰金刑が科せられます。

- ①3億円以下の罰金 上記(1)①～④、⑫、⑭、⑯に該当した場合
- ②各条項に規定する罰金 上記(1)⑤～⑪、⑬、⑮、(2)～(4)、(5)②、(6)、(7)に該当した場合

### (10) 法第33条 (20万円以下の過料)

- ①（非常災害時の応急処置として）建設系産業廃棄物の事業場外保管の届出義務違反、虚偽届出  
指定区域内の土地形質変更の届出義務違反、虚偽届出  
（非常災害時の応急処置として）指定区域内の土地形質変更の届出義務違反、虚偽届出
- ②多量排出事業者の処理計画の提出拒否、虚偽報告
- ③多量排出事業者の処理計画の実施状況の報告拒否、虚偽報告

### (11) 法第34条 (10万円以下の過料)

- ・登録をしていない者の登録廃棄物再生事業者の名称使用

# 14

## ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類は、ゴミの焼却、金属精錬の燃焼工程、製紙の塩素漂白工程など、様々なところで発生しており、人の生命、健康に重大な影響があることから、「ダイオキシン類対策特別措置法」が公布され、平成12年1月15日から施行されています。

この法律では特に、廃棄物焼却炉などのダイオキシン類を排出する施設のうち政令で定めるものを特定施設として規制し、これらを設置しようとする者は、事前に届出が必要で、ダイオキシン類の排出基準が適用されます。

- ・規制対象となる廃棄物焼却炉の規模

焼却能力が1時間当たり50kg以上又は火床面積が0.5平方メートル以上

- ・ダイオキシン類濃度の測定

年1回以上、排出ガス、燃え殻、ばいじんなどに含まれるダイオキシン類の測定

# 15

## 建設リサイクル法

建設工事に係る再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る目的で、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」が平成14年（2002年）5月30日に施行されています。

特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルトの4種類）を用いた一定規模以上の建設工事について、工事発注者による事前届出、工事受注者による一定の技術基準に従った分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施、工事受注者から発注者への完了報告が義務付けられています。

また、適正な解体工事の実施を確保するため、解体工事業者に対して、都道府県知事への登録及び解体工事現場への技術管理者の設置を義務付けています。

この法律の所管は建設部局です。

### 一定規模以上の工事（工事価格は消費税を含む額）

工 事 の 種 類	規模の基準	
建築物の解体	延床面積	80㎡
建築物の新築・増築	延床面積	500㎡
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	工事金額	1億円
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	工事金額	500万円

# 16

## 自動車リサイクル法

廃棄物を減らし、資源を無駄遣いしない循環型の社会を作るために、自動車のリサイクルについて自動車の所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた「使用済自動車の再資源化等に関する法律」が、平成17年（2005年）1月1日から施行されています。

使用済自動車等を扱う関連事業者は、引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破砕業者に分類され、県知事等の登録（引取業者及びフロン類回収業者）又は許可（解体業者及び破砕業者）が必要です。これらの事業者の役割は次のとおりです。

引取業者 (登録)	最終所有者から使用済自動車を引き取り、フロン類回収業者又は解体業者に引き渡す。
フロン類回収業者 (登録)	使用済自動車に搭載されているカーエアコンからフロン類を適正に回収し、自動車製造業者等に引き渡す。
解体業者 (許可)	使用済自動車から有用な部品取り等を行う。再資源化基準に従ってバッテリー、タイヤ、廃油・廃液、室内照明用蛍光灯を回収し再資源化（不可能な場合は廃棄物として適正処理）を適正に行い、エアバッグ類を自動車製造業者等に引き渡す。
破砕業者 (許可)	解体自動車の圧縮・せん断（破砕前処理）又はシュレッダー（破砕）を行う。再資源化基準に従って鉄、アルミニウム等を可能な範囲で分別回収し、自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）を自動車製造業者等に引き渡す。

自動車リサイクル法では、関連事業者の登録・許可制、リサイクル料金の新車購入時の預託、電子マニフェスト制度の導入により、使用済自動車の不法投棄を防止する仕組みになっています。

# 17

## PCB特別措置法

### 【PCB廃棄物とは】

PCBは電気機器の絶縁油や熱交換器の熱媒体など様々な用途で利用されてきましたが、その毒性が明らかとなり、現在は製造・輸入ともに禁止されています。PCBが使用された、又は、付着した廃棄物をPCB廃棄物といいます。

PCB廃棄物は、含有するPCB濃度により高濃度PCB廃棄物（5,000mg/kg（可燃性の汚染物等については100,000mg/kg）を超えるもの）と低濃度PCB廃棄物（5,000mg/kg（可燃性の汚染物等については100,000mg/kg）以下）に分類されます。PCBが使用された代表的なものとして、変圧器、コンデンサー、照明用安定器、道路橋等の塗膜、感圧複写紙等があります。



PCB廃棄物は、定められた期間内に処分することが義務付けられています。

分類	高濃度PCB廃棄物	低濃度PCB廃棄物
処分期間	2021年3月31日まで	2027年3月31日まで
代表的なもの	照明器具の安定器 コンデンサー・変圧器（3kg未満）※	コンデンサー・変圧器 道路橋等の塗膜
判別方法	銘板の確認、メーカー問い合わせ	絶縁油のPCB濃度分析
処分業者	中間貯蔵・環境安全事業株 （JESCO北九州事業所）	無害化処理認定施設・ 都道府県知事等許可施設

※高濃度PCB廃棄物である廃PCB等やコンデンサー・変圧器（3kg以上）は、処分期間が終了しています。

## 【PCB廃棄物保管事業者の責務】

### ○保管基準の遵守

PCB廃棄物は特別管理産業廃棄物です。保管基準に従い適正に保管するとともに、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなければなりません。また、揮発・地下浸透防止（金属製の容器密封等）や、他の物質と混入しないように個別に表示して区分けするなどの措置が必要です。

### ○譲渡の禁止

PCB廃棄物の譲り渡し、譲り受けは禁止されています。

### ○届出義務

#### ・保管等の状況の届出（毎年度6月30日まで）

前年度におけるPCB廃棄物の保管及び処分の状況について、届出が必要です。

#### ・処分終了又は高濃度PCB使用製品の廃棄終了届出（随時）

PCB廃棄物を全て処理委託（契約締結）した場合や、高濃度PCB使用製品の廃棄が完了した場合は、20日以内に届出が必要です。

#### ・保管事業場変更の届出（随時）

変更後10日以内に届出が必要です。ただし、高濃度PCB廃棄物については、JESCOの各事業対象地域内において保管の場所を変更する場合等を除き、保管場所の変更が禁止されています。

おかやま廃棄物ナビは、県内のエコに関する取り組みや、循環型社会形成のために必要な産業廃棄物許可情報など、循環型社会推進の取り組みに役立つ情報を発信しています。

### 廃棄物の適正処理に役立つ情報

- 産業廃棄物処理業者検索  
→岡山県内の産業廃棄物処理業者の検索などができます。
- 自動車リサイクル法業者検索
- 行政処分情報公開

### リサイクル推進に役立つ情報

- 循環資源マッチングシステム  
→循環資源の資源化・再生利用を促進するため、提供する事業者と利用する事業者にご登録いただき、循環資源を有効に活用していくための制度です。インターネットから登録できますので、是非ご利用ください。
- リサイクル情報提供システム  
→リサイクルに関する情報（技術・施設・製品）をインターネットにより手軽に発信・閲覧できるシステムです。

[https://junkan.pref.okayama.jp/okayama\\_waste\\_navi/](https://junkan.pref.okayama.jp/okayama_waste_navi/)

このサイトは、岡山県循環資源総合情報支援センターが運営・管理しています。広域的な廃棄物（循環資源）の循環的な利用と適正な処分の確保を図るために必要な業務を行う者として、岡山県循環型社会形成推進条例に基づき平成16年3月26日に（公財）岡山県環境保全事業団が指定を受けています。



# 問合せ先

## 【行政機関】

	所 属	住所・電話番号	管轄地域
岡山県	備前県民局 地域政策部 環境課	〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1 (TEL 086-233-9805)	玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、 吉備中央町、和気町
	備中県民局 地域政策部 環境課	〒710-8530 倉敷市羽島1083 (TEL 086-434-7007)	笠岡市、井原市、総社市、高梁市、 新見市、浅口市、早島町、里庄町、 矢掛町
	美作県民局 地域政策部 環境課	〒708-8506 津山市山下53 (TEL 0868-23-1243)	津山市、真庭市、美作市、新庄村、 鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、 久米南町、美咲町
	岡山県庁 環境文化部 循環型社会推進課	〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 (TEL 086-226-7308)	
岡山市	環境局 環境部 産業廃棄物対策課	〒700-8554 岡山市北区大供1-2-3 (TEL 086-803-1303)	
倉敷市	環境リサイクル局 リサイクル推進部 産業廃棄物対策課	〒710-8565 倉敷市西中新田640 (TEL 086-426-3385)	

## 【紙manifestoの購入、お問合せ等】

### 一般社団法人 岡山県産業資源循環協会

〒701-1152 岡山市北区津高628-6

TEL 086-254-9383 / FAX 086-254-8766 / ホームページ <https://okayama-junkan.or.jp/>

## 【産業廃棄物処理業許可講習会、特別管理廃棄物管理責任者講習会、電子manifesto】

### 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麴町スクエア 7階

TEL 03-5275-7111 (代表) / FAX 03-5275-7112 (代表) / ホームページ <https://www.jwnet.or.jp/>

## 【優良産業廃棄物処理業者の情報等】

### 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目1-18 ヒューリック虎ノ門ビル10階

TEL 03-4355-0155 / FAX 03-4355-0156 / ホームページ <http://www.sanpainet.or.jp/>

## 【産業廃棄物処理施設技術管理者講習会】

### 一般財団法人 日本環境衛生センター (西日本支局)

〒816-0943 福岡県大野城市白木原3丁目5-11

TEL 092-593-8225 / FAX 092-572-1218 / ホームページ <https://www.jesc.or.jp/>



# 資源の有効活用を推進し 産業廃棄物を減量しましょう！



令和2年(2020年)6月発行

令和5年(2023年)4月発行 協会名変更

監 修 岡山県環境文化部循環型社会推進課  
編集・発行 一般社団法人 岡山県産業資源循環協会  
〒701-1152 岡山県岡山市北区津高628-6  
TEL 086-254-9383 FAX 086-254-8766